

食品に関するリスクコミュニケーション（東京）

O I Eの役割とB S Eの国際基準

平成17年3月10日（木）15：05～17：07

星陵会館

主催：内閣府食品安全委員会

午後3時5分 開会

(1) 開会

司会 大変お待たせいたしました。

ただいまより「食品に関するリスクコミュニケーション(東京) - OIEの役割とBSEの国際基準 - 」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、多数の方々にお集まりいただきましてありがとうございます。

私、本日の司会進行を担当いたします小菅美奈子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。どうぞお手元にこちらの封筒一式をご用意ください。

まず、配付資料の一覧、議事次第、講演者プロフィール、講演資料の「OIEの役割とBSEの国際基準」、本日の意見交換会のアンケート用紙、そして「安心を食べてほしいから。見守っています、食の安全。」というリーフレット。以上の資料がお手元にあるかどうか、どうぞいま一度ご確認ください。もし不足している資料がございましたら、どうぞお近くの係の者までお申しつけください。

なお、このたびの講演に際しては、ヴァラ博士にスライドをご用意いただいております、それを使用してご講演をいただきますが、皆様方のお手元には、そのスライドの内容に日本語訳を付加したものを配付資料としてお配りしておりますので、どうぞ講演の際、あわせてごらんください。

また、アンケートにつきましては、今後、私どもが行う意見交換会をよりよくしていくための参考とさせていただくため、ぜひともご記入のご協力をお願い申し上げます。会の終わりに、出口の方に回収箱を設けてございますので、その中にお入れいただければと思います。

なお、ほかの参加者の皆様のご迷惑となりますので、本会が終了いたしますまで、お手持ちの携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードにご設定くださいますようお願いいたします。

(2) 開会挨拶

司会 それでは、初めに、本日の主催者として、食品安全委員会の寺田雅昭委員長よりごあいさつを申し上げます。

寺田委員長 食品安全委員会の寺田でございます。

意見交換会を始めるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

我が国におけるBSE対策の見直しにつきましては、多分多くの方がご存じのとおり、食品安全委員会は、昨年9月にプリオン専門調査会がまとめました「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について - 中間とりまとめ - 」を了承いたしまして、この結果を、リスク管理機関である農林水産省、厚生労働省、あるいは国民の皆様幅広く発表いたしました。

この「中間とりまとめ」を踏まえまして、10月15日に管理官庁であります農林水産省、厚生労働省から私ども委員会に、日本の国内におけるBSE対策の見直しに関する諮問が参りました。その諮問に対して答申をすべく、ただいまプリオン専門調査会で6回にわたって審査をしているところであります。あすも、第7回として、プリオン専門調査会の先生方が議論を、あるいは審議をするということになっております。

このBSEは、国民の皆さんの関心が非常に高いものでございますし、私どもの委員会が成立した1つのもとになっております。私ども、透明性、独立、科学的ということ 키워ドにいたしまして、いろいろとやっておりますけれども、国民の皆さんによりよく知ってもらうために、この諮問が出ました後から、昨年11月からこの1月の初めにかけて、全国47都道府県、50カ所で意見交換会をやってまいりまして、この諮問の内容、あるいは「中間とりまとめ」の内容につきましてご説明をし、皆様方のいろんな質問あるいはご意見をいただいてまいったところであります。

また、去年からずっと、国内外におきますBSEに関する最新の知見を集めまして、国内外のそれらの専門家の方に意見交換会に参加していただいて、あるいは講演をしていただくということに取り組んでまいりました。

今回、OIEとFAOの共催による会議にご出席されるために来日されましたOIE事務局長のベルナルド・ヴァラ博士をお招きいたしまして、「OIEの役割とBSEの国際基準」と題しましてご講演をいただくことにいたしました。

実はヴァラ博士は、この講演の後、今晚すぐパリに飛行機でお帰りになるという大変お忙しい中、これまでの会議でお疲れのところを、私どものために時間を割いてこういう講演会に参加して下さって、大変ありがたく思っております。

博士は、お手元にありますプロフィールのところに書いてございますように、獣医博士として、畜産、家畜衛生、植物防疫など、幅広い分野で国際的に活躍されております。ま

さにO I Eの顔と言っていいと思います。

本日は、先生のこれまでのご研究や経験を踏まえまして、貴重な話が聞けるものと思っております。繰り返しになりますが、大変忙しい中、時間をとってくださったことを大変感謝している次第であります。

また、本日はO I Eのアジア太平洋地域代表の藤田陽偉先生にも来ていただきまして、講演に先立ちまして、ヴァラ博士の紹介、あるいはその導入を兼ねましてお話をさせていただきます。

大変短い時間ではございますが、いろんな質問とか疑問点とかがある程度ございますので、しょうから、それに関しましては、質問などにできるだけ時間をとりましてやっていただくようお願いしたいと思います。

大変難しいB S E問題、これは日本の国内だけの問題ではございませんし、特にヨーロッパでスタートした問題で、O I E、特に獣医さんが集まっているんな食べ物のことに関して、動物の衛生そのものなんですけれども、そういうこと全部を含めまして、国際的に活躍されておりますヴァラ先生を迎えてこういうお話を聞けることを、大変ありがたいと思っております。

簡単ではございますが、私のあいさつにかえさせていただきます。

司会 ありがとうございます。

(3) 講演

司会 それでは、これより講演に入ります。

本日は、まず初めに、国際獣疫事務局のアジア太平洋地域代表、藤田陽偉様から、本日の意見交換会の導入として、ベルナール・ヴァラ博士のご紹介と、講演のポイントなどにつきましてお話をいただき、その後、ベルナール・ヴァラ博士から、「O I Eの役割とB S Eの国際基準」と題してご講演をいただきます。

それでは、まず、藤田様よりお話をいただきます。

それでは、お願いいたします。

紹介と導入

国際獣疫事務局（OIE）アジア太平洋地域代表

藤田 陽 偉

皆さん、こんにちは。ご紹介にあずかりました藤田でございます。

私は、今紹介がございましたように、東京に事務所がございますOIEアジア太平洋地域代表ということで、その任にあずかっておりますけれども、この機会にOIEのことと、講演者であるドクター・ヴァラのことについて、少し触れさせていただければと思います。

本日、食品安全委員会さんのお招きで、私どもOIE事務局長（Director General）であるドクター・ヴァラがBSEについてお話し申し上げますけれども、OIEは非常に古い歴史がございまして、1924年に設立されて、国連よりも古い歴史を持って、現在まで活躍しております。日本も1930年にOIEに加盟しております。

現在、OIEは167カ国の加盟国により構成されておまして、世界の動物の衛生、動物と人にも感染するいわゆる人獣共通感染症と呼んでおりますが、例えば鳥のインフルエンザとかそういうものについて、その防疫改善に努力しているところでございます。

そういうことから、OIEは動物の伝染病、あるいはそれを支えていく世界の獣医当局の強化というようなことで業務を推進しておりますけれども、その1つの例としまして、病気の防疫、診断等の動物衛生の世界的な基準と申しますかスタンダードを設定する機関でございます。特にそういうこともございまして、WHOは既に皆さんご存じのとおりでございます。各国にとって非常に重要でございますけれども、動物の衛生に関しまして、OIEはWHOから指定を受けまして、その世界的な基準を設定する機関であるということで、現在、WHOとも非常に近く、連携を保ちながら活動をしています。

先ほど寺田委員長様の方からご紹介がありましたように、このたびドクター・ヴァラは、OIE、それからFAO共催で、新しく、世界で国をまたがって伝染する伝染病の防疫についてどう取り組むかということで、2つの国際機関で覚書を取り交わした第1回目の委員会を東京で開催する機会に来日しました。

OIEは世界に5つの地域の事務所がございます。アメリカ、ヨーロッパ、中近東、アフリカ、アジアですが、アジアは最初にできた地域の事務局でございまして、アジアと太平洋地域をカバーするということになってございます。

このFAOとOIEの委員会には、WHOも参画するし、その他いろんな国際機関も参画するということですが、この会議は、今申し上げました世界5つの地域での最初の会議でございまして、非常に重要な3日間の会議を過ごしたところでございます。

ドクター・ヴァラが、今日も農林水産省、外務省への訪問ということで、いろいろ会合はございましたが、いずれも本日の話題でございますBSEとか鳥のインフルエンザはどうなっているのだろうか、国際的にどう見ているのだろうかというような話題が出されております。その中でOIEが果たしている役割について高い関心が寄せられて、それに関連する質問も出たということでございます。

ドクター・ヴァラのご紹介をちょっと申し上げますと、事務局長として選挙で選ばれるポストでございますが、フランスのトゥールーズ国立獣医大学を卒業の後、獣医学博士、フランスの獣医官として、中央アフリカとかインド洋の各国で、家畜の衛生を中心にいろんな経験を積んでこられて、フランス政府の、我々はCVOと呼んでおりますけれども、この分野の獣医当局の最高責任者として務めておられ、現在は、OIEの事務局長を務められております。

本日は、BSEの現状とOIEの対応ということで講演されますけれども、世界のこの分野の中核として、BSEについてどのように見ているか、あるいはどういう課題を抱えながら対応しているかというお話が聞けるものと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 ありがとうございます。藤田様からは、本日の講演のポイントなどについてご紹介をいただきました。

なお、本日の配付資料に講演者プロフィールを入れてございますので、ご参照いただければと思います。

それでは、引き続きまして、国際獣疫事務局長のベルナール・ヴァラ博士よりご講演をいただきます。ヴァラ博士、よろしくお願いいたします。

講演

ＯＩＥの役割とＢＳＥの国際基準

国際獣疫事務局長

ベルナール・ヴァラ氏

お集まりの皆様、こんにちは。

私の方から、このように母国語であるフランス語で講演会をさせていただくということは、大変うれしいものがございます。そこで、通訳の方からゆっくり話すようにということがございました。そうすれば、完璧な形での訳ができるということでもございましたので、その願いどおりにゆっくりとお話をしたいと思っております。

日本の当局の皆様、農林水産省並びに食品安全委員会におかれましては、このように皆様の前でお話をさせていただく機会をくださったことにお礼を申し上げたいと思います。ＢＳＥの問題についてお話をさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございました。

(パワーポイント3)

私ども国際獣疫事務局は、世界の動物の健康、衛生分野の問題をすべて取り扱っている機関でございます。ＢＳＥについて詳細にお話をする前に、まず、私どもの組織についてご紹介をすること、そして、どのような形で仕事をしているのかご紹介をすることが大事だと思われまます。それによって、国際獣疫事務局がお手伝いをして、加盟国がどのような形でいろいろな問題を解決することができるか、皆様にわかっていただけると思われまます。

(パワーポイント4)

まず最初に、私ども国際獣疫事務局についての一般的なご説明から始めましょう。

私どもは、動物の健康のための組織ということで、先ほど藤田様がおっしゃいましたように、各国を集めました政府間機関でございます。加盟国の拠出によりまして運営経費が賄われております。

創立が1924年ということで、国連よりも早かったわけでございます。

私どもは、167カ国の加盟国を数えますが、毎年増えております。

本部は、フランスのパリでございます。と申しますのも、最初ＯＩＥがつくられたのは、フランスの先導によってでございます。国際会議がフランスで催されまして、このよう

な形で国際的なアレンジができて、事務局成立となったわけでございます。

世界中に5カ所の地域代表事務所がございまして、東京の事務所が全アジア並びに全太平洋州を管轄しておりますし、南米につきましてはブエノスアイレス、中東につきましてはバイルート、アフリカはバマコ、そして、ソフィアがヨーロッパの管轄をしております。こうした地域代表事務所が、その地域ごとの加盟国の管轄をしているわけでございます。ですから、私どもが審議をいたしますいろいろな問題点について、地域の意見を出して行くわけでございます。例えば国際基準などについてでございます。

(パワーポイント5)

では、私どものメインになる目的は何かといいますと、まずは、私どもといたしましては、動物衛生状況が地球上におきましてしっかりと透明性が確保できるようにということをしております。それぞれの加盟国が、各国における動物の衛生状態をOIEに対して通知をしていくことになっております。また、ある国で病気が発生した場合には、それに対しての防疫をしていくことになるわけでありませう。

また、私どもは、科学的、獣医学的な情報を収集して、家畜疫病対策をしていくわけでございます。

また、どのような対策が一番いいのかということ加盟国に知らせるのも、私どものやり方でございます。一番効率のいいメソッドをお知らせすることになっております。国際社会の連帯のもとに、先進国を説得しながら、途上国の利益のために、例えばそういった途上国で病気が発生したときに、貧困撲滅といった目標を考えた場合に、途上国の貧困層に影響が出ないような形で、動物並びに動物由来品についての対策を考えていくわけでありませう。と申しますのも、国際貿易、また観光がふえている世界におきましては、既に病気がない先進国におきまして、そうしたいろいろな危険に対策をとるためには、やはり途上国を助けることが重要になるわけでありませう。つまり、そのような病気が自国に入らないためには、途上国を助けることが大事になってきます。

また、OIEにおきましては、どの国におきましても、効率的ないい仕事ができるようにということで、動物疫学サービスの改善を目指しております。すべての加盟国の政府を説得することによりまして、何が大事か、動物疫学サービスといたしましても、効率のいいもの、しっかりとした予算をつけて必要な仕事をしていくようにということをお願いしているわけでございます。

また、私どもはWTOから委任されました権限を持っておりまして、それは世界貿易の

動物衛生基準を通じたセーフガードであります。つまり、動物また畜産製品、例えば肉、牛乳などが輸出入されたときに、輸入国にそうした病気が入らないように守るという仕事を、十数年前から行っております。

最近におきましては、加盟国から私どもに対しまして、動物福祉についての規格をつくってほしいということが出てきています。例えばと畜場におけるもの、生体動物をどのように輸送するのか、輸送する場合にも受容できるような条件下で輸送してほしいというものがあります。また、食品の生産における衛生状態も、食品安全という意味でチェックをしているわけでございます。グッドプラクティスという基準をつくっているわけでございまして、それによって消費者に影響が出ないようにしているわけであります。

(パワーポイント6)

また、私どもの組織は、総会の際に、加盟国が私どもの方針をすべて決めるわけでございまして、167カ国が1国1票持っておりまして、管理委員会が理事会という形でございます。そして、事務局長は5年の任期で、総会で選出されます。

私どもの組織は、事務局がパリにございます。また、いろいろな貿易などについては、国際貿易部などもございます。地域代表事務所は、先ほど申し上げましたように、5か所にございます。また、地域委員会というのは、それぞれの地域にございます。各国の代表をもって地域委員会が構成されてございまして、ここでリコメンデーションを総会に上げてきます。

また、専門家委員会も選ばれた形でございまして、こちらの権限といたしましては、総会に対しまして、規制、規格などというものを提言する力を持っております。

そして、世界に170のOIE指定のラボがございまして、世界中から選りすぐられた専門家が入っております。ですから、学術的、科学的なベースをしっかりと使おうというものであります。

また、特別グループ(アドホックグループ)がございまして、何か特別なテーマがあった場合には、特別な専門家の意見を仰ぐことになってございまして、そうした決定は、最終的には、いつも総会においてとられることになっております。

(パワーポイント7)

では、国際貿易における役割について、簡単にお話をしてまいりましょう。

(パワーポイント8)

WTOは、世界貿易におけるすべてのルールづくりをしております。その中でも、動物

とか植物についての案件になりますと、食品安全に関しましてはC o d e xというものがございまして、W T Oが国際食品規格委員会に権限を与えております。

動物衛生、その中には人獣共通感染症も入っておりますけれども、これについては、私どもO I Eがその権限をもらっております。

また、植物衛生に関しましては、I P P CがW T Oの方から委任されての仕事をしているわけでございます。

(パワーポイント9)

では、なぜ国際基準が必要なのかということになります。やはり国際的な公共財ということになります。

世界の利益のためにも、基準があることによって、動物の病気、人間の病気が貿易品を通じて世の中に伝染することを防ぐことが大事なわけでありまして、国際貿易における安全性の向上が必要になるわけでありまして。

と同時に、国が自分たちのマーケットを特別に保護するという目的のために、特別な衛生基準をつくらないように、そうしたものを防ぐということでの国際基準になるわけでありまして、こうした基準が国際貿易に適用されることによりまして、世界中のこうした衛生状態に直接影響することになります。

例えば病気がある国からは輸出ができないこととなります。衛生政策ということになりますと、世界における疾病の発生をなるべく少なくすることが、まずは目的になります。例えば途上国は、病気を少なくしようと思っても、なかなかそのためのお金がないということは申し上げました。それがほかの国に対しても脅威になります。と同時に、動物・畜産物を輸出できないこととなりますと、そうした国はますます貧困に陥ってしまう。だからこそ、こうした国が世界貿易にしっかり参画するためには、病気に対策を講じなくてはならないわけでありまして。

(パワーポイント11)

O I Eの国際基準であります。O I Eは、牛肉とか、皮とか、牛乳といった動物と畜産物の貿易における衛生基準及び生物学的基準を作成し、公表いたします。また、どのような病気の診断をするべきか。つまり、だれもが同じ比較ができるような形での診断方法をとることが必要になるわけでありまして。

また、ワクチンのクオリティーについてもチェックしていかなければ、ワクチンが本当に効くかどうかということがはっきりとしません。

毎年5月の総会におきまして、それぞれ4～6名のメンバーから成る専門家委員会を選んでまいります。各国が、その規模にかかわらず1国1票を持って、票を投じていくわけでございます。この総会が毎年5月でありまして、それによってすべての国のコンセンサスをもって承認していくわけでありまして、ほかの承認方法はありません。

(パワーポイント12)

例えば陸棲動物の衛生基準委員会とか、生物学的基準委員会などもございます。ワクチンの質とか診断方法などを決めていきます。また、動物疾病科学委員会などがございます。

また、国が病気に対してどういうステータスなのか、例えば口蹄疫に対して感染していない国といったようなリストをつくってまいります。

と同時に、BSEに感染していない国のリストなどというものをつくっていくわけでありまして。ただ、こうした委員会におきましては、BSEにかかっていない国が1国としていないというのが現在の状況でございます。状況は大変深刻であるということになります。

また、水棲動物衛生基準委員会というのもあります。例えば水の中の貝類とか甲殻類などの病気についての委員会でございます。

作業グループがございまして、専門的知識が必要になる場合は、私がそうした作業グループを任命いたしまして、例えばBSEなどについてのアドホックグループを使っていきます。

陸棲動物衛生基準委員会は、陸棲動物についての基準を定めていくことになります。

(パワーポイント13)

日本の専門家の方々、しばしば、いろいろと相談を受けます。彼らの学術的、科学的なご意見を伺って、OIEの専門家委員会の方でそれを反映していきます。私は3年半前から事務局長をしておりますけれども、坂本先生は私どもの専門家委員会の委員といたしまして、総会によって選ばれて委員会の仕事をしていただいております。

また、畜産物食品安全作業グループには、宮城島博士がいらっしゃいます。山内博士は、バイオテクノロジー作業グループにいらっしゃいました。

アドホックグループにおきましては、浅井博士が抗菌剤耐性菌について、喜田宏博士が鳥インフルエンザサーベイランスにつきまして、また、豚コレラにつきましては福所秋雄博士が、そして、BSEにつきましては筒井俊之博士により、日本人専門家による貢献をいただいております。

(パワーポイント14)

では、OIEの基準を更新していくときには、どのようにやっていくのかといいますと、とても民主的な方法でやっております。

新しい改正案を提案するのは、どの加盟国の代表からでもできるからです。加盟国それぞれが代表を出します。ですから、代表が改正案を提案することもできますし、また、専門家委員会の方からも改正案を提案できますし、科学委員会、民間の方からも市民の代表という形で、そのような要請を出すこともできるのです。

改正案を提案するためには、やはりそこには病気についての学術的、科学的な新しい情報が入っていないといけない。既に基準がある場合には、それをアップデートする、近代化するという方法もあります。それが新しい研究によってわかったとか、新しい病気が出現したとか、例えばワクチン接種をもっと広げていこうということになった場合には、私どもの既存の基準の中に、ワクチン接種をしようということが盛り込まれることになります。

(パワーポイント15)

基準に対しまして改正案が提案された場合には、専門家委員会の方に出されます。そこで、この提案を検討するわけです。その後に提案を作成して、総会へ出してまいります。加盟国が集まっておりますので、それが採択、または採択されないということになります。

また、例えばそこでの意見によって、もう一回、提案を見直すこともございます。

(パワーポイント16)

こういった図式になっております。それぞれの専門委員会とか、国際委員会とか、各国代表者が、基準の改正または開始に当たりまして、専門家委員会の方へ問題提起する。専門家委員会の方でそこを検討いたしまして、ほかの専門家委員会のアドバイス、また専門家の意見も聞きまして、1つの草案をつくります。草案をつくった場合には、すべての国に意見を聞きます。それぞれの国が、それに意見をいってきます。それを委員会に差し戻しまして、そうした意見を踏まえた上で提案をつくりまして、総会へ提示いたします。それで採択になればよろしいし、採択になった暁には、これがOIEの国際基準となって採用されるわけでありまして。

(パワーポイント18)

私どもOIEは、獣医師だけではなくて、いろいろな専門家にお仕事をしていただいております。例えば獣医学の専門家、人獣共通感染症につきましては、医者にも私どもの作業に参画をしていただきます。人間もかかるかもしれないというような問題がある場合は、

WHOの専門家などにも来てもらって、作業をいたします。

(パワーポイント 19)

私どもOIEは、30カ国の157カ所のレファレンス研究所で、80件の疾病と課題をカバーしております。そこでは、世界中の研究所のために試薬の保管並びに配分をしておりますし、また、新しい診断方法を開発したり、それを認証していったり、科学的・技術的研究の調整をしたり、科学的・技術的研修を実施したりもいたします。また、検定試料の準備、作成並びに配付をいたします。

(パワーポイント 20)

BSEにつきましては、世界に3つの研究機関のレファレンス研究所がございまして、イギリス、スイス、3つ目が日本でございます。横山隆博士でございまして、日本で知られたBSEの研究者でいらっしゃいます。

(パワーポイント 22)

OIEの貿易基準は、輸入各国に使われている規制であります。これによって、病原が輸入されて入ってしまうのを防ぐことになります。入ってしまいますと、その国の衛生状態は変わってしまうからでございます。自国の市場を守るためだけに、勝手なコードをつくらないということにもつながるわけであります。

目下、動物福祉並びに食品安全にまで拡大してのOIEコードを作成中であります。

(パワーポイント 23)

コードに関する原則的な考え方は、WTOの定める義務を導入していること、それから、科学的知見に基づく勧告をしているということでありまして。

また、輸入国は、疾病がないか、もしくは防疫プログラムが行われていることを前提条件としています。

科学的知見に基づく勧告ということで、リスク要因の評価、獣医行政の評価、ゾーン化並びに区画化を行います。例えば1つの国にいたしましても、感染しているゾーンと感染していないゾーンをしっかりとゾーニングすることが大事になるわけでありまして、全国レベルで感染しているということになってしまうと、その国の不利益に通じるからでございます。

また、疫学的調査がしっかりとされているかどうかも監査いたします。

と同時に、各国におきましては、例えば輸出国である場合には、衛生認証を信用の置ける形で出していく必要があります。その場合には、獣医行政がしっかりしているというこ

とが認められなくてはなりません。また、輸入国は、どこの国であろうと、輸出国に対しまして、獣医行政体制が国際基準にしっかりと見合ったものであるかどうかをチェックするといつてやることができます。

(パワーポイント 24)

では、輸入国で、例えば陸棲動物ということになりますと、どのようなことになるのでしょうか。

例えば世界貿易の義務と倫理というものがあります。輸入をしたときのリスクを評価する方法があります。また、動物の疾病に対してのサーベイランスシステムがあります。それから、獣医行政の質及び評価をする方法があります。また、輸入/輸出手続というものが出てくるわけでありまして、これがコードにおけるアプローチであります。

このあたりの章がとても重要になってくるわけでありまして、貿易をしようと思う国は、これを守っていかななくてははいけません。

(パワーポイント 25)

私どもには、それぞれの疾病に対する章がございます。例えば口蹄疫、BSE、鳥インフルエンザなどについて、OIEが掲げる疾病についての特別の章があるわけであります。

また、それぞれの章の条文の中に記載されているものとしたしましては、病原体/疾病に関する記述があります。

例えば、その国、その地域の衛生状態のステータスがどういうものであるかということが決定されているわけでありまして、かかっているか、かかっていないかということになります。

可能であれば、ステータスにかかわらず、安全である物品もあります。その国が感染していようと、例えば牛乳だったら大丈夫、リスクはないということになります。

しかし、反対に、ほかの物品ですと、リスクを伴うものがありますので、その場合には、しっかりとした規制をするわけであります。

(パワーポイント 26)

このコードに関しましては、幾つか附則がありまして、例えばそこにはサーティフィケーション(証明書)などの様式が出てまいります。

(パワーポイント 27)

今まで全体的ないろいろなお話をしたわけですが、今度はBSEに限った話をさせていただきたいと思います。

(パワーポイント28)

BSEが初めて発見されたのはイギリスで、1986年でありました。86年以降20年間で、世界中で20万件が発見されました。

OIEは、88年、BSEに対しての会議を持ちまして、既に90年にいろいろな資料を公開しています。92年に初めて基準が出たわけです。

この病気は、牛にとって特別な病気でありまして、これに効くワクチンはまだできておりません。毎年新しい情報が出てきまして、92年以降、私どもは毎年、それぞれの国に対して新しい基準を出しています。

(パワーポイント29)

現在、我々のコードの中に陸棲動物に関する1つのチャプターがありまして、BSEの項目があります。

このコードによりまして、国に対して5つのカテゴリーが設定されています。清浄国は、そういった病気の全くない国ですが、現在のところ国際的にそういった国はないと思います。暫定的フリーという国は、全世界で4カ国しかありません。最小リスクの国、中リスクの国、リスクの非常に高い国という5つのカテゴリーがいわれておりますが、ハイリスクの国はイギリスとポルトガルの2カ国です。

このようなカテゴリー分けは、リスク評価によって行っております。それぞれの国がどのようなサーベイランスをしているか、発生例が輸入の牛によって発生したか、国産のものによって発生したか、そういったことでカテゴリーが変わっています。もちろん肉骨粉から成る飼料は禁止されております。

しかし、ハイリスクの国においても、牛肉の貿易は禁止されておられません。生肉の貿易は可能です。もちろんいろいろな条件を満たさなければなりません。条件が余りにも厳しいので、高くつくということで、ハイリスクの国からの生肉の貿易は実際にはされていないということになりますが、禁止はされておられません。

貿易をする場合には、動物の飼料に肉骨粉をまぜてはいけません。これだけは1つの揺るがない条件です。

(パワーポイント30)

どのような産品が貿易の対象になるか。それは国の状態にかかわらず、牛乳と乳製品、

精液及び生体内由来の受精卵、獣皮及び皮革（頭部から採取されたものは除く）、獣皮及び皮革のみからつくられたゼラチン及びコラーゲン（この場合も頭部から採取されたものを除く）、たんぱく質除去獣脂（不溶性不純物の含有物は最大0.15%）、リン酸カルシウム（たんぱく質、脂質を含まないことが条件になります）は輸出制限の対象外となっています。

（パワーポイント31）

今年、コードに関係している委員会は1つの提案をいたしまして、新たなコードを検討・通過させることとなります。この新しいコードについては、5月に加盟国で協議をすることになっております。まだ公開されておられませんけれども、近日中に公開されることとなります。ですから、今ここで少し申し上げますが、これは公開された資料ではない。ただ、近いうちに公開される公式の条文になります。

多くの国から、我々に対して、このコードをもうちょっと進歩させてほしいという要請がありました。今申し上げました5段階のカテゴリーは余りにも複雑過ぎるということでありますので、単純化したシンプルなものに持っていくということで、コード委員会という特別委員会がこれを協議いたしまして、今までの5つのカテゴリーを3つのカテゴリーにすることを決めました。

（パワーポイント34）

では、この3つのカテゴリーとは一体何を指しているのでしょうか。

1つのカテゴリーは、リスクが非常に少ない国であります。製品に対して特にそれほど措置をしなくても、リスクがない。

2つ目の国は、物品特定のなリスク低減措置を講ずれば無視できる程度のリスクである国です。

3つ目の国は、BSEリスクが全く決定されていない国ということになります。つまり、これは一番難しい国です。

（パワーポイント35）

このアプローチは、リスクベースでのカテゴリーアプローチになります。ですから、それぞれの国が、自分のいろいろなリスクをきちんと評価する。そして、いろいろ対策はとられているわけですけれども、この対策は、評価の素地がちゃんとなされているかということをもとにしてなされます。

例えば1カ国が、日本に何かの製品を輸出したいということになりますと、日本から、このリスク調査をしたかという問い合わせを出すことができます。OIEに沿ったリスク

管理をしているかということ。このような評価がきちっとしているか、していないかという情報を、輸出相手国に対してきちんと出さなければいけませんし、これはきちんと認証のとれた情報であることが必要です。

(パワーポイント 36)

新しいコードによりまして、その国の位置しているカテゴリーに対して、それぞれ輸出される産品にいろいろな条件が与えられます。

一番重要なその判断基準は、やはりこの国で肉骨粉を使った飼料を使っているかどうかということになります。もちろんこれが法的にきちんと出されていても、実際肉骨粉の入った飼料が使われていないかどうか確認する必要があります。

我々が新しく出しているカテゴリーに対しての提案ですが、ここで細かくお話しはいたしません。皆さんの資料の中に、いろいろな情報が入っております。3つのカテゴリーはどのような形がいいか。

1のカテゴリーは、措置なしで無視できる程度のリスクの国ということ。しかし、これも、過去7年、いろいろな評価をきちんとクリアしていなければいけない。もちろん、肉骨粉の飼料の禁止が8年前からきちとなされているかどうかということが必要になります。現在はこれが7年です。また、最後の国産患畜の発生から7年以上経過していることが要求されます。

(パワーポイント 37)

2つ目のカテゴリーは、措置を講ずれば無視できる程度のリスクの国です。カテゴリー1の場合には、サーベイランス措置はかなり単純になりますが、2のカテゴリーに關しましては、サーベイランスがより厳しくなります。

(パワーポイント 38)

3つ目のカテゴリーですが、1のカテゴリーにも2のカテゴリーにも匹敵しない国ということでありまして、この3つ目のカテゴリーの国は、いろいろな条件を満たさないと自分たちの国の産品を貿易に出すことはできません。

これは、我々OIEの1つの独立した委員会が出した提案であります。これを総会できちんとした形で討論するという手続きがあります。ですから、この新しいプロポーザルが採択されるかどうかはわかりません。まだまだたくさんの新しい国が、この3つのカテゴリーの考え方に対して反対しているということもあると思います。しかし、いろんな形でお互いが譲歩して、何らかの合意には達していくと思います。

(パワーポイント 39)

それでは、非常に重要な点ですけれども、これは現在の特定危険部位であります。

月齢がどうであろうと、中リスクまたは高リスク国で生産されるすべての牛の扁桃及び腸、またこれらに由来するたんぱく製品は、取引してはならないことになっています。これは現在のコードによって決められているものです。

(パワーポイント 40)

ハイリスクまたは中リスクの国の場合には、と畜時の牛の月齢が 12 カ月以上の牛由来の脳、眼、脊髄、頭蓋及び脊柱並びにこれらに由来するたんぱく製品は、食料、飼料、肥料、化粧品や医薬品を製造する目的で取引してはならないとされています。

(パワーポイント 41)

最小リスクの国は、と畜時の牛の月齢が 30 カ月以上の牛由来の製品は、食料、飼料、肥料、化粧品や医薬品を製造する目的で取引されてはならないとされています。

(パワーポイント 42)

新しい提案で何がいわれているかといいますと、カテゴリ 2 と 3 の国に対して、扁桃、回腸、並びにこれらに由来するたんぱく製品は、食料、飼料、肥料、化粧品や医薬品を製造する目的で貿易に出してはならない、ということです。

(パワーポイント 43)

カテゴリ 2 と 3 の国に対しての禁止事項ですが、国際委員会で決められた月齢以上の牛由来の脳、眼、脊髄、頭蓋及び脊柱、並びにこれらに由来するたんぱく製品は、食料、肥料、飼料、化粧品や医薬品を製造する目的で輸出入してはいけないとされています。これはと畜月齢 20 カ月以上の牛に関してであります。

(パワーポイント 45)

この 3 つのカテゴリの国すべてに対して、テストが求められます。つまり、すべての国が、BSE の兆候のある牛に対してはすべてのテストをしなければならないということがいわれています。

2 つ目のカテゴリの国は、兆候があっても、余り BSE の兆候ではないということであった場合には、既にここで検査する。3 つ目のカテゴリの国であれば、ちょっとした兆候があれば、この牛はと畜することに決められています。

(パワーポイント 46)

カテゴリ 1 の場合、このように係数が非常に高くなります。カテゴリ 2 がここであ

りまして、係数はカテゴリーが上がるごとに下がっていくこととなります。ですから、ポイント数になるわけです。この係数に掛けるポイント数ということで、その国のカテゴリーも変わってきます。

ですから、サーベイランスの義務は、その国がどのカテゴリーに属するかということで変わってきます。カテゴリー 2 に入っている国の方が、カテゴリー 1 に入っている国より、サーベイランスはずっと厳しくなってくるということになります。

これに関しましては科学的な根拠が必要ですが、もちろんすべての牛に対して検査をする必要はないとしています。しかし、これはまだ議論されている 1 つの大きな議題になっています。

(パワーポイント 48)

変異型ヤコブ病は人間の病気ですが、今までに 5 万人以上が死ぬだろうといわれております。10 年たった今、この病気で亡くなっている人の数は 150 人ということになっておりまして、これは WHO がいろいろきちんと調査をした結果で、今までの数字が大き過ぎたということになります。だから、BSE は、人間の健康に対してそれほど影響はないといったわけです。サルモネラ菌とかリステリア菌は人間の体に毒性をもたらしますが、BSE よりも被害はずっと大きいわけです。

一番最近の情報ですが、世界各国で BSE によってこれから亡くなる人の数は、70 人だろうと推定されます。

(パワーポイント 50)

もし 1 つの国が何らかの形で紛争を処理したいという場合には、我々としては、必ずお手伝いさせていただきたいと思っております。OIE は世界でも最高の科学者が集まっておりますので、こういった紛争があった場合には、よりベストな形での情報を皆さんにお伝えできます。WTO がやっているような手続よりはずっと簡単でありますので、ぜひ OIE の方にこの問題を教えていただければと思います。

以上で私のお話は終わります。(拍手)

司会 ヴアラ博士、どうもありがとうございました。

「OIE の役割と BSE の国際基準」について、貴重なお話を伺うことができました。講演内容等についてのご質問は、この後の意見交換の際にお受けいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより約 20 分間の休憩に入らせていただきます。16 時 30 分より会場の皆様方との意見交換を行いますので、お時間までにお席にお戻りくださいますようお願いいたします。

休 憩

(4) 会場との意見交換

司会 お待たせいたしました。それでは、ここからは、会場の皆様方との意見交換会とさせていただきます。

なお、ヴァラ博士は、今回、我が国で開催された O I E 関係の会合のために来日され、ご多忙なスケジュールの中、その日程を調整されて、本日の私どもの会合にもご出席をいただきました。そして、次のスケジュールの関係上、本日、成田から立たれる予定で、本会場を午後 5 時過ぎには退席されますため、今回は、本日ご参加をいただきました皆様方と十分な意見交換のためのお時間がおとりできませんが、どうぞお許しをいただきたいと存じます。

それでは、お時間の許します限り、会場からご質問あるいはご意見を伺いたいと思えます。係の者がマイクをお持ちいたしますので、ご発言をいただく方は、お名前と、できればご所属をおっしゃってからお話しください。

なお、時間の関係上、ご質問、ご意見の時間は、お 1 人様 2 分以内とさせていただきます。1 分 40 秒を経過いたしましたらベルを 1 回、2 分経過後に 2 回、このように鳴らしますので、どうぞご協力くださいますようお願いいたします。

また、本日はヴァラ博士のご講演内容に関してのご質問並びにご意見に限らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、ご質問、ご意見のございます方は、どうぞその場で挙手をお願いいたします。はい、ただいまマイクをお持ちいたしますので、お待ちください。

岩崎 朝日新聞の岩崎と申します。

今、博士の講演の最後の部分で、B S E にかかわる部分なんですけれども、サルモネラ、リステリアの方が、B S E より人間への影響がずっと大きいというような話がありました。今、日米間で牛肉の貿易を再開するかどうかというのは非常に関心の的になっていますけれども、私は、日本やアメリカの食肉処理場を取材してみると、例えばリステリア菌対策

ということであれば、日本よりも米国の食肉処理場の方が基準も厳しいし、オペレーションも非常に厳しくやっている。博士がいうように、サルモネラ、リステリア菌の方が、BSEより人間への影響はずっと大きいというような考えでいけば、牛肉の貿易を考える上で、今BSEやvCJDだけを中心に考えていますけれども、リステリア菌対策ということも重要なファクターになってくるのでしょうか。同等に考えるべきなんでしょうか。ご意見を聞かせてください。

ヴァラ事務局長 国内、世界において、いろいろな統計資料があります。すべての病原菌についての統計があります。公衆衛生にとって重要な菌に対しての統計資料があります。さっきリステリアとサルモネラをちょっと申し上げましたけれども、これが一番よく知られている菌だからです。でも、そのほかにもたくさんのバクテリアがあって、それによって、公衆衛生というものが侵されます。統計によると、いろいろなケースの数が出てまいります。それは数千、または数十万という例があるわけです。ですから、こういった病原菌がもたらす危険性の方が、BSEのもたらす危険性より大きいと申し上げたわけです。

それと同時に、食料安全のいろいろな国際基準があります。リステリアまたはサルモネラによる食料の汚染については、Codexからの基準になります。OIEはCodexと食料安全の共同委員会を持っていて、ここで議論しております。作業を分割しまして、我々は農場における問題、さらに飼料、家畜飼養の問題を、Codexは公衆衛生についての仕事になります。ですから、最終的な製品にリステリア菌がないか、サルモネラ菌がないかということを検査するわけです。

日本の場合は、ほかの国からいろいろな製品を輸入しています。ですから、日本は、相手国にCodex Alimentarius(食料Codex)をきちんとやっているかどうか、追及する権利があります。

私が何をいいたいかといいますと、BSEと同じように重要な問題が、リステリア菌、サルモネラ菌にある。そして、輸入国としては、どちらに対しても同じような慎重さが必要だということを申し上げたいと思います。

戸谷 主婦の戸谷真理子と申します。

BSEは、公衆衛生上、重大な問題ではないとおっしゃるのですが、日本では、輸血や、特に院内感染対策で対応できていない部分があって、歯科とか、内視鏡とか、美容院、床屋のかみそりだとか、ヒト胎盤の乱用が美容外科で行われていることなどがあって、献血規制もされていない。その後のシステムが整っていないということがあるので、公衆衛生

の大変重要な問題になり得ると思います。

もう1つ、OIEは世界の動物感染症の防疫機関ということですが、ぜひ米国などにBSE対策の改善の提言を行っていただきたいのです。というのは、EUの食品安全局などは、米国をBSEが急激に拡大する可能性が極めて高いとしていますし、米国の精肉加工の検査官の労働組合が、危険部位の取り扱いなどともにできていないとか内部告発があったり、カントウェル上院議員は、飼料の大きな抜け穴について2度も議会に改善を要求しているのです。あともう1つ、テキサスの疑い牛が検査されずに処分されてしまったことなどを考えると、ぜひOIEとしても、そういった国にBSE対策の改善を提言していただきたいということが1点です。

最後に、3つのカテゴリーがありますけれども、隠蔽やごまかし、開き直りに対する信用度チェックもあわせて行っていただけたらいいなと思います。今SARSとか鳥インフルエンザが拡大したのも、やっぱり隠すということがありますので、その対策をお願いいたします。

ヴァラ事務局長 OIEの役割は、加盟国に対しまして、民主的に基準、それもどの国でも適用できるような基準を採択させることにあります。ですから、例えばどの国がかかっている、かかっていないということになった場合には、例えばその国からの肉にしましても、牛乳にしても、輸出をするなというのは、私どもの仕事ではないわけであります。私どもは、加盟国に対しましては、私どもが採択した基準を守ってくれという組織であります。

先ほどアメリカの話をなさいました。OIEの基準は、世界中のどの加盟国でも適用されるものであります。そこにはアメリカも入っております。私どもは中立の機関でありますので、採択された基準を守っていない国がある場合、やり方といたしましては、いろいろな方法があります。例えばその国との2国間におきまして、OIEに対しまして仲裁手続に入ってくれということが出来ます。もう1つ、法的な措置があるわけで、満足していない国がいる場合には、WTOのジュネーブの本部に対しまして、そこに法的手続を踏むようにいうことが出来ます。また、OIEの基準を守っていない国に対しましては、WTOの方からそれに制裁を加えることができるわけであります。

また、私の講演の中でお話をしたように、そうした国に対しましてミッションを送りまして、果たしてそうした国が世界基準をしっかりと適用しているかどうかチェックすることが出来ます。その場合には、輸出国といたしましては、輸入国からのミッションの受け入

れを拒否することはできないわけであります。自分のところで行っている基準が本当に国際基準に適合しているかどうか、しっかりとチェックされてしかるべきです。ですから、WTO並びにOIEの基準が、すべての加盟国によってしっかりと遵守されているかどうかということが行われております。

司会 ほかにご質問、ご意見がございます方。ただいまマイクをお持ちいたします。

山田 事務局長、どうもありがとうございます。私は、全国焼肉協会、山田と申します。

2つお尋ねしたいのですが、まず第1に、この資料の46ページにありますが、科学者はすべての牛を検査する必要はないと、明確にうたっておるわけであります。我が国は、どういうわけか全頭検査はやっぱりやらなきゃいかぬという間違っただけをいまだにいつておるわけでありまして、我々焼肉協会は110万人の署名を集めました。これは、安くておいしい牛肉を早く食べたい、米国牛肉の輸入を早く再開してもらいたいという声を一般の消費者から募りまして、110万人の署名を得ました。

その過程で話を聞きますと、全部が全部とっていいほど、早く輸入再開をしてほしいという声が圧倒的に高いということなんですが、にもかかわらず、農水省の石原事務次官は、国民の70%、80%が全頭検査継続を望んでいるなんというとんちんかんなことをいつておるわけです。この46ページにおっしゃってみえることが、私も実際このとおりじゃないかと思っております。何せBSEに関しては、OIEが一番権威がある見解を持ってみえると思っております。

もう1つは、資料の39ページにありますように、腸が特定危険部位(SRM)の対象になっておりますが、43ページを見ますと、改正案では腸をうたっておりません。つまり、外れております。ということは、OIEの見解としては、回腸は特定危険部位ではないということを改正案でうたってみえると思っておりますが、その点をひとつ明確にお話しいただきたいということでございます。

以上です。

ヴァラ事務局長 私、OIEのメンバー国を代表してお話ししたいと思います。

私、先ほど申し上げましたように、OIEは、問題が出たときは中立的な立場をとります。2カ国間の紛争では特にそうです。ですから、この会場で日本が正しいとか、日本が正しくないとか、アメリカが正しいといったようなことはいえません。

ただ、私の仕事は、1カ国が1つの基準を受け入れた場合に、これを守らせる権利があるということを申し上げたいと思っております。現在、その基準があります。ですから、すべて

のメンバー国に私がいいたいのは、皆さんはこの基準を受け入れたのですから、それを守ってほしい、それこそが民主主義の1つのやり方であるということでもあります。

数は少ないのですが、こういった基準に反対する国もあります。もちろんそういった国は必ずあります。そういった国の存在を拒否することはできません。しかし、現在我々が持っておりますBSEに対してのチャプターにおきましては、ほとんどの国が我々の基準を受け入れています。

資料の中に、OIEの現在の基準は書いてあります。何が輸入できるか、何が輸入できないか、何が輸出できるかということが書いてあります。もちろんそれは輸出国がどのカテゴリーに属するかによって違います。現在、国のカテゴリーは5つあります。我々のコードでつくられていますのは、そのそれぞれのカテゴリーによって、禁止品目がある。そういったものを我々は守っていく。ですから、皆さん、このコードをもう一度読んでいただきたいと思います。

これから、それが単純化される。5月に、このカテゴリーがもうちょっと数少なく、3つになります。ただ、これは今の段階では公表されているものではありません。ですから、今この改革が採択されるかどうか、まだわかっておりません。ただ、みんなが妥協して、何らかの形で1つの提案に絞られてくる必要があると思います。ですから、この基準は、今の提案どおりではないかもしれませんが、何らかの形で合意に達して、新しいものになるでしょう。

それから、腸が一番問題の部位ですけれども、今までの経験から見ましても、腸の一部をモルモット、ネズミで実験したりしたわけです。病んでいる動物の腸の一部がネズミに注入されました。これによって感染したネズミもいるし、感染しなかったネズミもあるわけです。ですから、この間の妥協点ということで、科学的に感染すると証明された腸の部分だけを禁止したわけです。

毎年、世界ではいろいろなことが起こります。ですから、科学者は患畜のすべての部分をとって、ネズミに注射して、どれがリスクがあるか、リスクがないかを見るわけです。実験するわけです。我々としては、この実験の結果を遺伝子組み換えのネズミから得て、使うわけです。この結果を国々に提示して、牛のどの部位はよくない。それも牛の月齢によります。ですから、ある月齢では感染していない。しかし、一定の月齢を超えると感染してしまう可能性があるということがありますので、我々としては、そういった実験データを使って、禁止品目を挙げていくわけです。

我々のアプローチはすべて科学的なデータがベースになっています。ですから、科学的なデータがない場合、予防措置がとられますけれども、その議論は非常に難しくなります。つまり、科学的なデータがない場合は、政治的な力が動いてしまうからです。OIEは病んでおりません。ただ1つ、病にかかるとすれば政治的な病ですが、BSEに関しましても、政治力は入ってはいけないと思っています。

西郷 食品安全委員会事務局の西郷と申します。

今のご指摘は42ページの改正案のところだと思います。実は和訳の方が、42と43と同じになっておりますが、42の方には「distal ileum」ということで、改正案でも回腸は入っております。

山田 42ページには、腸とは書いていないんじゃないですか。

西郷 私どもの仮訳の間違いで申しわけございません。後ほど訂正しますけれども、英語の方を見ていただきますと、「tonsils and distal ileum and protein products derived thereof」と書いてございまして、この中に入るということでございます。ご迷惑をかけて大変申しわけございませんでした。

山田 新しい案でも見解は変わっていないということですね。

ヴァラ事務局長 私の方からも申し上げますけれども、草案の中身は今後5月の総会で話し合うことになっておりますけれども、カテゴリー2と3の場合は、回腸は貿易禁止になるわけでありまして、これを採択した場合には、日本はカテゴリー2になると思います。

牛の腸の一部ということになりまして、すべてではありません。つまり、回腸があるところの一部ということになるわけです。国によっては、すべての腸を禁止しろといっている国もあるわけですが、危険なところだけをチェックするのは難しいから、全部禁止してしまった方が早いじゃないか、楽じゃないかという国もあるわけでありまして、ほかの国は、いや、危険な部位だけを禁止しようということでもあります。

では、危険な部位は一体どこなのかということになるわけでありまして、ですから、実際にと畜のときに検査ができる部位ということで、そこを危険として禁止することしかできないわけでありまして、科学的というよりも、あくまでも実際にと畜場で産業として、危険部位をどこまで取り除けるか取り除けないのか、そこが問題になっているのが一番の争点です。

司会 それでは、ほかのご質問、ご意見がございましたら、では、そちらの女性のお客様、ただいまマイクをお持ちいたしますのでお待ちください。

村上 名古屋から来ました消費者の村上といいます。

これまで、世界では 20 カ月以上とか 30 カ月以上の検査がされておりまして、これは 20 カ月以下の牛では B S E は余り検出されないというデータがあって、そのようにされてきたかと思います。ただ、2001 年以降、日本が世界で初めて全頭検査を行ってきまして、15 頭中 2 頭という大変高い割合で、B S E が検出されたという事実が出てきております。

現在、ヨーロッパでも、日本でもそうですけれども、肉骨粉禁止後の牛からも B S E が検出されているということが続いております。もしかしたら新しい傾向として、この B S E が肉骨粉を食べたこと以外による原因で、若い牛も B S E を発生している。一旦種を超えて獲得すると、B S E は大変高い検出率で発生するし、また、若くても検出されるという実験結果もあるかと思うのですけれども、今後、世界でも、若い牛も検査の対象にすべきではないかと思います。

日本の今の全頭検査は、世界に先駆けた大変貴重なデータになっているかと思うのですけれども、その点について一言、O I E でどのように考えられるかをお聞きしたいと思います。

ヴァラ事務局長 非常に適切なお質問をいただいたと思います。今まで 20 万件という牛が B S E だと確定されました。これは、この病気が発生してから今までに 20 万頭あったということです。でも、これほど若い牛で B S E に侵されていたという例は、日本の 2 例だけです。ですから、もっと生物学的なテストをしなければいけないかもしれません。ケース・バイ・ケースで違ってきますから、O I E としては、いろいろなテストの調整をしています。

我々 O I E では、今月、会合が予告されています。世界からのスペシャリストが集まって、この診断に関しての会議をするわけです。日本からも専門家がいらっしゃいます。そこで、日本でなされたことを説明されると思います。そして、この問題はその他の科学者の方たちと討論されることになると思います。しかし、生物学におきましては、たった 1 例あったということだけで、1 つの法則を立てることはできないわけです。日本の今のケースは 2/20 万ということですから、こういった結論が出るでしょうか。

ですから、やはりテストというものの考え方ですね。大きなスケールで問題を検出するためのテストをいわゆるスピーディーなテストといいます。例えばこれはと畜場でやるわけです。そこではエラー率は何%かだと思います。そして、ここでプラスが出た場合には、よいというふうにされてしまうわけです。よくそのカッティングの仕方を間違えることもあ

る。ですから、本当の検査ということとはできないわけです。陰性ということを実際にいえるのかどうかということになります。

それを確認するためのさらなるテストがあるわけです。研究室、ラボにおけるテストです。ここでは、陽性と出た牛の同じ脳をラボでもう一度検査するわけです。これはオフィシャルに確認するためのテストです。そして、これをOIEに報告します。

もう1つ、別のテストがあります。もっと確実なテストで、BSE陽性とされた同じ牛の脳をラボの動物に注入することです。これが陽性だったら陽性と出ますし、陰性だったらそうはならないということですから、これが一番確実なテストです。ラボの動物が答えを出すためには何カ月もかかります。1年以上かかることもあります。もちろんその対象動物によって違いますけれども、ネズミでもいろんな種類がありますから、遺伝子組み換えのネズミもありますし、そういった形では答えが出る時期が変わってきます。ですから、例えばネズミが1年以上たって陰性だ、普通の形でいるということになると、そのときには、スピーディーテストはよいテストではなかったということができると思います。

ですから、我々としては、日本の方もそうですけれども、いろいろなエキスパートの方々とお話をして、決断をすることになっています。テストの対象になる牛の最低の月齢を決めるわけですから、これは重要です。

しかし、獣医学の専門家全員が知っていることは、ある国での確かな病気の状態を知るためには、いろいろなテストをしなければならない。1つのある群れに対してのテストです。ここで、その国における疫病のある程度の方向がでます。ですから、動物すべて1頭1頭にテストをする必要はない。消費者としては、絶対的な保証を望んでいます。そして、消費者はすべての動物にテストをしろというわけですが、科学者は、そんな必要はない。コストがかかり過ぎる。テストを少なくしても同じ結果が出てくる。これが論点になってくるのです。

司会 ただいまマイクをお持ちいたします。なお、これを最後のご質問とさせていただきますので、ご了承ください。

原 日本生協連の原と申します。ご講演どうもありがとうございました。

2つほどあるのですが、1つは、OIEはすべての国が守れる基準を検討しているということで、それに対して、それぞれの国で消費者が納得できるような予防的な措置を、BSEという病気は人にうつった場合に治療が困難な、ハザードの大きな病気でもありますので、予防的な措置をとることについては、OIEとしてはいかがお考えなんでしょうか。

もう1つは、検査について、全頭検査は必要ないという議論が科学者には多いというお話だったのですけれども、現在、新しい検査がいろいろ研究されているかと思うのです。もし例えば生前検査もできるというようなことになれば、そういったものに対してどのような対応をすべきだとお考えでしょうか。

ヴァラ事務局長 最初のご質問をもう一度繰り返していただけますか。

原 わかりにくくて済みません。OIEの加盟国が、予防的な措置として、OIEが定める基準に上乘せをした、より安全的な行政措置をとることにに関して、OIEはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

ヴァラ事務局長 まず、WTOが提案をして採択をさせたというのが動植物協定でございました。つまり、OIEこそが世界の基準となるということをいったわけでありまして。そこではっきりしていることは、それぞれの国にとっては2つの方法があるわけです。つまり、輸出国とならないという方法もあるわけです。1つ目の方法が、OIEの基準を守るということになります。

また、国によりまして、OIEプラス上乘せした基準を要求してくる国もありましょう。その場合には、科学的にきちんとしたリスク分析をして、実証しなくてははいけません。その国の基準が科学的な根拠に基づいていることを実証しなくてははいけないのです。でも、それを実証するのは簡単なことではありません。OIEの方が既に科学的な根拠でやっているからです。それプラスアルファの科学的な根拠もあるかもしれません。OIEの基準がちょっとおくれていて、そちらの国の方が既に先端的にそういったものができているということもあります。ですから、加盟国としましては、自分の国の基準を使うのは結構でございますけれども、あくまでもきちんとしたリスク分析を自分のところで科学的に実証して、それを輸出国に対しまして要求することになるわけでありまして。

OIEといたしましては、そうした国がどのような形で自国の基準を設定できるのか、そして、WTOのSPS協定を遵守した形で各国協定がつくり得るのかということがきちんと明文化されたものがございます。

また、もう1つのご質問ですが、サーベイランスの新しい方法ですね。サーベイランスの方法が改良されていくということになりますと、それはやはりスピーディーなテストのセンシティブティーが速くなる、よくなるということでありまして。つまり、スピーディーで正確なテストをどの国も求めています。不確実性をスピーディーなテストでたたくことができればということを考えているわけでありまして。そうしたテストがと畜場で行われ

ばということになります。

しかしながら、例えばそのテストの結果、陽性が出てしまった場合、今度はラボの方で公式のテストをして、だれもがする方法を使って、それが公式な確認ということになります。

また、やはりいろいろな改良というものがあります。例えば遺伝子組み換えのマウスを使う。BSEが発現する期間が早くなるといったものがあるわけでありまして。しかしながら、今日におきまして一番のマウスといいたましても、発現するかしないかを知るためには、まだまだ1年は待たなければいけません。ですから、今後は、科学が私どもに対しましてもっといい方法のツールをもたらしてくれるのを待ちたいと思います。

司会 ヴァラ博士のご日程の関係上、これもちまして意見交換会を終了とさせていただきます。参加者の皆様方の熱心なご意見、またご質問ありがとうございました。そして、ヴァラ博士、どうもありがとうございました。(拍手)

(5) 閉会挨拶

司会 それでは、閉会に当たりまして、食品安全委員会の寺尾允男委員長代理よりごあいさつを申し上げます。

寺尾委員長代理 本日は、お忙しい中を多数の皆様方に長時間にわたりましてこの会にご出席を賜りましてありがとうございました。また、いろいろのご意見、ご質問等をいただきまして、感謝申し上げます。

ヴァラ博士におかれましては、先ほどから何回もご紹介してございますように、本日これからご帰国になるところでございますけれども、その直前の大変お忙しい中を、貴重なお時間を割いていただきましてご講演賜りましたことにつきまして、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

また、OIEアジア太平洋地域代表の藤田様には、ヴァラ博士をお招きするに当たりまして大変ご尽力賜りましたことにつきまして、心から感謝申し上げたいと思います。

食の安全確保は、科学的な根拠に基づきまして行われるべきものであります。食品安全委員会は、この考えに基づきまして、中立公正の立場から、これまで科学的に安全性評価というものを行ってまいりました。この考えは、これからも変わるということはありません。

このため、我々食品安全委員会は、これまでも行政、消費者、あるいは生産者を初めと

いたしまして、あらゆる分野の方々と、食の安全に関します情報共有、意見の交換を目的といたしまして、本日のような食に関するリスクコミュニケーションを開催してまいりました。本日もそういうわけで、この趣旨に沿って開催したものであります。

本日のご講演の内容及びいただきましたご意見等につきましては、我が国のBSE対策に関しての今後の審議を深めていく上に大変有意義であったと思っております。

食品安全委員会は、今後ともいろいろな機会をとらえまして、このような会を開催してまいりたいと思いますので、皆様方もこれに積極的にご参加いただきますようお願いいたします。私の閉会のあいさつといたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

司会 ありがとうございました。

それでは、これで本日の意見交換会を終了させていただきますが、最後に、このたびの来日に際し、ご多忙な日程の中、私どもの本日の意見交換会にご出席をいただきましたベルナルド・ヴァラ博士に、いま一度盛大な、また温かい拍手を下さいますようお願いを申し上げます。(拍手)

それでは、以上をもちまして、本日の「食品に関するリスクコミュニケーション(東京) - OIEの役割とBSEの国際基準 - 」を終了させていただきます。進行にご協力をくださいまして、まことにありがとうございました。

なお、皆様にお配りいたしましたアンケート用紙にぜひご記入をいただきまして、お帰りの際、出口の回収箱にお入れくださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

午後5時7分 閉会